

東社労第105号
令和元年6月18日

統括支部長
支部長 各位

東京都社会保険労務士会
会長 寺田 晃
(公印省略)

令和元年度の健康保険被扶養者資格再確認業務に係る
被扶養者状況リストの社会保険労務士への送付について

時下 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より当会の事業運営につきまして、格別なご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、全国社会保険労務士会連合会より、令和元年度の健康保険被扶養者資格再確認業務に係る被扶養者状況リストの社会保険労務士への送付に関する周知依頼がありました。

全国健康保険協会は、高年齢者医療制度への拠出金及び保険給付の適正化を目的として、18歳未満の被扶養者の方を含めた全被扶養者を対象に、健康保険被扶養者資格の再確認業務を実施することし、9月下旬から10月下旬にかけて、事業主あて当該リスト送付することとしております。

このことに関し、例年どおり、別添の方法により社会保険労務士と受託契約をしている事業主に係る当該リストについては、社会保険労務士への直送に関する取扱いの措置が設けられております。

業務ご多端の折誠に恐縮と存じますが、同再確認業務に係る被扶養者状況リストの社会保険労務士への送付に関する取扱いをご確認いただきますとともに、貴統括支部及び貴支部所属会員の皆様へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件内容については、本会ホームページ（会員サイト）に掲載いたしますことを申し添えます。

(担当：業務第一課 須田)